

麻薬

者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第 号	免許年月日	(有効期間開始日) 年 月 日	
変更すべき事項		(該当するもの全てに○をすること)			
		麻薬業務所変更 ・ 所在地 ・ 名称 ・ 住所 ・ 氏名 従たる施設の追加 ・ 従たる施設の変更 ・ 従たる施設の削除			
変更前	麻薬業務所	所在地	〒		
		名称			
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
	氏名 (法人にあっては名称)				
	従たる施設	所在地	〒		
		名称			
	変更後	麻薬業務所	所在地	〒	
			名称		
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)					
氏名 (法人にあっては名称)					
従たる施設		所在地	〒		
		名称			
変更の事由及びその年月日		(変更の事由)			
		(変更年月日) 年 月 日			
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届出します。					
年 月 日					
住所					
氏名					
和歌山県知事					
保健所長 様					

変更事由の生じた日から 15 日以内に提出してください。

麻薬施用者の業務所変更により、前業務所が麻薬診療施設でなくなる場合、前業務所において麻薬所有届の提出が必要です。

※ 麻薬 者免許証記載事項変更届

免許証の番号	第 ○○○○○○号	免許年月日	(有効期間開始日) ○年△月△日	
(該当するもの全てに○をすること)				
変更すべき事項				
<input type="checkbox"/> 麻薬業務所・ <input type="checkbox"/> 氏名・ <input type="checkbox"/> 住所・ <input type="checkbox"/> 従施設所在地 <input type="checkbox"/> 従施設名称・ <input type="checkbox"/> 従施設の追加・ <input type="checkbox"/> 従施設の削除				
変更前	麻薬業務所	所在地	〒123-4567 ○○市××町△△	
		名称	○○病院	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあっては名称)			
	従たる施設	所在地	〒 該当なし	
		名称	該当なし	
変更後	麻薬業務所	所在地	〒234-5678 ○○市▼▼町××	
		名称	●●病院	
	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあっては名称)			
	従たる施設	所在地	〒234-5689 ◎◎市▽▽町××	
		名称	××診療所	
変更の事由及びその年月日		(変更の事由) 転勤のため (変更年月日) ○○年 ○月 ○日		
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">和歌山県知事 保健所長 様</p>				

変更事由の生じた日から15日以内に提出してください。
麻薬施用者の業務所変更により、前業務所が麻薬診療施設でなくなる場合、前施設において麻薬所有届の提出が必要です。

1. 添付書類

- ①麻薬 * 者免許証 (原本) (*卸売業・小売業・施用・管理・研究)
- ②遅延理由書 (届出期限 (変更が生じた日から15日以内) を経過している場合のみ)
- ③紛失理由書 (免許証を紛失した場合のみ)

2 記載上の注意事項等

(1) 提出部数

和歌山市内は薬務課へ1部、他は保健所 (支所) へ2部 (1部はコピー可)

麻薬小売業者・麻薬卸売業者については保健所 (支所) へ1部

(2) 免許証の番号・免許年月日欄には、麻薬取扱者免許証の番号・有効期限の開始年月日を記載すること。

(3) ※印の空欄には次のうち、何れか該当するものを記入すること。

卸売業・小売業・施用・管理・研究

(4) 変更すべき事項の欄には、該当するもの全てに○をすること

(5) 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

(6) 変更の事由及びその年月日の欄には、具体的な理由及び変更の生じた日を記載すること。

(7) 申請者が法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 留意事項

(1) 届出の期限：事由が発生した日から15日以内。

(2) 従来の業務所が麻薬業務所でなくなる場合は、麻薬所有届 (事由が発生した日から15日以内) の提出が必要。なお、所有麻薬がある場合は、麻薬廃棄届 (事前に薬務課・保健所等と打合せ必要) あるいは麻薬譲渡届 (事由が発生した日から50日以内) を提出し、所有麻薬を処分すること。

(3) 麻薬施用者が従たる麻薬診療施設を追加・変更する際は、その施設に麻薬管理者の設置されているか確認すること。

(4) 住居表示の変更による記載事項変更届は必要なし。